

---

プロジェクト ASAF 対応

項目 基本財務諸表：財務収益/費用の定義

---

## I. 本資料の目的

1. 基本財務諸表に関するリサーチ・プロジェクトにおいて、投資区分及び比較可能性のある小計を導入するというスタッフ提案に関連して、2017 年 11 月 14 日に開催された国際会計基準審議会（IASB）ボード会議で財務収益/費用（finance income/expenses）の定義が議論された。本論点は、2017 年 12 月に開催予定の ASAF 会議においても議論することが予定されている。
2. 本資料は、本論点に関する IASB スタッフの提案と ASAF メンバーに対する質問事項をご説明したうえで、ASBJ 事務局の発言案を検討することをご紹介することを目的としている。

## II. 議論の背景

### 2017 年 9 月までの IASB ボード会議における議論

#### （EBIT 導入に関するアプローチ）

3. IASB は、財務業績計算書において、利息及び税金前利益（EBIT）の表示を要求することを検討しており、その目的は次のとおりである。
  - (1) 財務業績計算書において、税引前利益よりも上に比較可能性のある業績指標を表示すること
  - (2) 異なる資本構成（capital structure）の企業間での比較分析を促進すること
4. 現状、EBIT は一般に広く使われている指標であるが、それを計算する上で財務収益/費用（すなわち、EBIT の「I」）に含まれる項目には企業間で多様性があり、比較可能性のある EBIT を小計として導入するためには、次のようなステップを踏むことになる。
  - (1) EBIT の定義のため、財務収益/費用を定義する。
  - (2) 財務収益/費用の定義のため、資本構成を定義する。

- (3) 各企業において、資本構成が首尾一貫的に決定されることを確実にするために、次の追加的なガイダンスを開発する。
- ① 「財務活動 (financing activities)」や「財務活動から発生した (arising from financing activities)」の意味を明確化する。
  - ② 「余剰資金 (excess cash)」に代わる、合理的で比較可能性のある用語 (reasonable and comparable proxy) を決定する。
  - ③ 「資本構成に関連する収益/費用」の意味を明確化する。

**(財務収益/費用の構成要素)**

5. 2017年9月のIASBボードでは、投資区分とEBIT（又は財務・法人所得税前利益）の両方を導入する場合、財務収益/費用は、財務業績計算書において次の別個の項目から構成されるべきであることが暫定決定された。
- (1) 企業の資本構成に関連する収益
  - (2) 企業の資本構成に関連する費用
  - (3) 確定給付資産（純額）又は企業の資本構成に含まれない負債が資産と相殺可能である場合に生じる正味資産から生じる利息収益
  - (4) 企業の資本構成に含まれない負債から生じる利息費用

**(「余剰資金」に代わる用語)**

6. 前項の暫定決定の記述を使用する場合には、EBITの表示を要求する旨の決定を行う前に資本構成の定義を定める必要があり、2017年9月のIASBボード会議では、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS第7号」という。）第6項の財務活動の定義を出発点として資本構成を「資本、財務活動から生じる資産及び負債、並びに現金及び現金同等物から構成されるもの」とすることがスタッフから提案された。
7. 当該提案に対し、ボードメンバーからは「余剰資金」に代わる用語として「現金及び現金同等物」を採用することは、対象となる資産が狭すぎるのではないかという懸念が聞かれた。

**(「財務活動」の明確化)**

8. 企業が財務収益/費用と資本構成の定義を首尾一貫的に適用するために必要な追加的なガイダンスとして、2017年7月のIASBボード会議で、スタッフは次の用語の意味を明確化することを提案していた。
- (1) 財務活動（IAS第7号の定義は非常に広いため。）
  - (2) 資本構成に関連する収益/費用（財務収益/費用に、資本構成の一部の項目（リース債務など）に関連して認識されるすべての収益/費用を含めたいとは考えていないため。）

## 2017年11月のIASBボード会議におけるIASBスタッフの分析及び提案

### （財務収益/費用の構成要素）

#### スタッフ提案の概要

9. 財務収益/費用を、「財務活動」に焦点を当てた次の5項目から構成する。
- (1) 実効金利法で計算された現金及び現金同等物から生じる利息収益
  - (2) 現金、現金同等物及び財務活動から生じるその他の収益
  - (3) 財務活動から生じる費用
  - (4) その他の財務収益
  - (5) その他の財務費用

#### スタッフ提案の背景：IFRS第9号との相互関係

10. IFRS第9号「金融商品」の結果的修正により、IAS第1号第82(a)項<sup>1</sup>が改訂され、実効金利法により計算された利息収益を区分表示することが企業に求められるようになった。このため、IASBスタッフは、本資料の第5項(1)の「企業の資本構成に関連する収益」を「実効金利法で計算された現金及び現金同等物から生じる利息収益」と「資本構成に関連するその他の収益<sup>2</sup>」に分けるべきと考えている。

---

<sup>1</sup> IAS第1号第82項：他のIFRSで要求している事項に加えて、純損益の部又は純損益計算書には、当該期間に係る次の金額を表す科目を含めなければならない。

(a) 収益（実効金利法を用いて計算した利息収益を区分して表示）

<sup>2</sup> IASBスタッフは、当該項目は稀であり、財務活動から生じた負債に関連するデリバティブ資産に限定される可能性があると考えている。

11. さらに、「利息 (interest) 」として表示すべき項目は企業の間で多様性があるが、IASB スタッフは、利息とは何かという論点に対処することは本プロジェクトの範囲に含めるべきではないと考えている。これは、IASB スタッフの提案は最終的に利息とされた金額を表示する方法のみを検討しているためである。とはいえ、本プロジェクトにおける「利息」という用語の使用法が IFRS 第 9 号における使用法と矛盾しないように注意しなければならないことから、本資料の第 5 項(3)及び(4)は「利息収益/費用」ではなく、「その他の財務収益/費用」とすることを考えている。

#### スタッフ提案の背景：代替的アプローチの検討

12. 「資本構成」という新たな言葉を使用すると複雑になるため、IASB スタッフは次のような代替的アプローチを検討している。

- (1) 代替的アプローチ案 1：「資本構成」という言葉を使わず、「財務活動」に焦点を当てる。

- ① 代替的アプローチ案 1a：「財務活動から生じる資産/負債」に焦点を当てる。

「資本構成」を「資本、財務活動から生じる資産及び負債、並びに現金及び現金同等物」に単純に置き換える（ただし、資本に係る収益/費用は財務業績計算書には含まれない。）。

- ② 代替的アプローチ案 1b：「財務活動」に焦点を当てる。

「財務活動から生じる資産及び負債に関連する収益/費用」ではなく、「財務活動から生じる収益/費用」と直接的な表現にする。これにより、どのような負債から生じる費用が財務収益/費用なのかという点に関する追加的なガイダンスや、「関連する」という曖昧な表現を避けることができる。

- (2) 代替的アプローチ案 2：財務収益/費用を分解するその他の方法を検討する。

本資料の第 5 項で「資本構成に関連する費用」としていたものを、「財務活動から生じる負債に係る利息費用」に変更し、為替差損益やその他の損益を「その他の財務費用」に含めることとする。これにより、最も主要な財務費用で、企業も既に把握している「財務活動から生じる負債に係る利息費用」を単独で把握することが可能となる。

13. 前項の分析の結果、IASB スタッフは、代替的アプローチ 1b を最もわかりやすいアプローチとして提案している。なお、いずれのアプローチを採った場合でも、次の事項を検討する必要がある。

- (1) 「余剰資金」に代わる、合理的で比較可能性のある用語
- (2) IAS 第7号の「財務活動」という用語の明確化

表1：従来のアプローチと今回検討するアプローチの比較

9月の暫定決定	アプローチ 1a	アプローチ 1b	アプローチ 2
(1) 企業の資本構成に関連する収益	(1) 実効金利法で計算された現金及び現金同等物から生じる利息収益 (2) 現金及び現金同等物及び財務活動から生じる資産に関連するその他の収益	(1) 実効金利法で計算された現金及び現金同等物から生じる利息収益 (2) 現金、現金同等物及び財務活動から生じるその他の収益	(1) 実効金利法で計算された現金及び現金同等物から生じる利息収益 (2) 現金及び現金同等物から生じるその他の収益
(2) 企業の資本構成に関連する費用	(3) 財務活動から生じる負債に関連する費用	(3) 財務活動から生じる費用	(3) 財務活動から生じる負債に係る利息費用
(3) 確定給付資産（純額）又は企業の資本構成に含まれない負債が資産と相殺可能である場合に生じる正味資産から生じる利息収益	(4) 確定給付資産（純額）又は企業の財務活動に含まれない負債が資産と相殺可能である場合に生じる正味資産から生じる財務収益（又は「その他の財務収益」）	(4) その他の財務収益	(4) その他の財務収益
(4) 企業の資本構成に含まれない負債から生じる利息費用	(5) 財務活動から生じない負債から生じる財務費用（又は「その他の財務費用」）	(5) その他の財務費用	(5) その他の財務費用

### （「余剰資金」に代わる用語）

#### スタッフ提案の概要

14. 「現金及び現金同等物」を、財務収益/費用を定義する際の「現金及び余剰資金の一時的な投資」に代わる用語として使用する。

#### スタッフ提案の背景

15. 「余剰資金」の定義は主観的で、重要な経営者の判断を伴う可能性が高いが、比較可能性のある小計として EBIT を導入するためには、主観的な判断は排除しなければならない。したがって、次の概念が検討されるべきである。

- (1) 「余剰資金」を非常に広くとらえ、すべての金融資産とする。
- (2) 「余剰資金」を広くとらえ、現金及び流動性のある投資と捉える。流動性のある投資は、IFRS 基準で定義されていないが、一定の金額の現金にいつでも変換可能な投資と考える。

- (3) 「余剰資金」を狭くとらえ、「現金及び現金同等物」とする。
  - (4) 財務収益/費用の定義に「余剰資金」を含めない。
16. 企業は営業活動と財務/投資活動の間で「余剰資金」を様々な方法で管理・保有しているため、すべての企業に適合する完全な用語を見つけることはできないものの、次の理由から、「現金及び現金同等物」が最善の用語であるとして提案している。
- (1) 多くの作成者及び利用者は、現金及び一時的な投資の性質を財務的と認識している。
  - (2) 「現金及び現金同等物」は IAS 第 7 号で定義されている<sup>3</sup>が、「流動性のある投資」は定義されていない。また、「金融資産」は定義されているが、債務の返済のために保有する多くの金融資産は一時的な投資ではないため、投資区分か営業の一部に含めることが望ましい。
  - (3) IAS 第 7 号は実務でも首尾一貫して使用されており、「現金及び現金同等物」を使用することは企業に過度の裁量を与えることにはならない。
  - (4) キャッシュ・フロー計算書では投資区分の外に「現金及び現金同等物」が存在するため、IAS 第 7 号との整合を達成するうえで助けとなる。

### （「財務活動」の定義）

#### スタッフ提案の概要

17. IAS 第 7 号における「財務活動」に関する現行の記述を明確化するために、2013 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会会議において IAS 第 7 号の財務活動の定義の見直しを検討した際に議論された、財務活動の性質に関する次の記述を使用する<sup>4</sup>。
- (1) 財務提供者 (provider of finance) からの資源の受領又は使用 (又は信用供与)  
例：銀行からの融資や株式発行による現金の受領
  - (2) 財務提供者に資源が返還されることの期待  
例：企業による借入金の返済

---

<sup>3</sup> IAS 第 7 号第 6 項：現金は、手許現金と要求払預金からなる。現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものをいう。

<sup>4</sup> 2013 年の IFRS 解釈指針委員会では、本資料 17 項 (1) から (3) のいずれかもしくはすべてを満たすものを財務活動の性質として取り扱っていた。例えば、株式発行による資金調達については配当金の有無は企業の裁量に依るため、(3) の要件を満たさない可能性がある。

- (3) 財務提供者が財務チャージ (finance charge) の支払を通じて適切に補償されることの期待。財務チャージは、与信された金額及び期間 (与信の時間) の両方に依存する。

例：銀行から資金を借りる対価として企業が支払う利息

### スタッフ提案の背景

18. IAS 第7号の「財務活動」の定義<sup>5</sup>は広く、また、財務活動の定義の中に登場する「借入 (borrowings)」という用語が定義されていないため、企業間でその解釈にばらつきがある。特に、次の項目が財務活動の「借入」に該当するかについては、不明確である。

- (1) 確定給付負債の純額
- (2) 廃棄負債 (decommissioning liabilities)
- (3) その他の長期の引当金 (例えば、ワラント条項や企業結合の条件付対価など)

19. 前項に記載した (1) から (3) の負債は、本資料の第17項に記載した「財務活動」の性質を満たさないため、これらの負債から生じる収益/費用は「財務活動から生じる収益/費用」には含まれないが、これらの負債から生じる利息費用は2017年9月に暫定決定を行った「資本構成に含まれない負債から生じる利息費用」には含まれるため、依然として「財務収益/費用」には含まれることになる。

## III. ASAF メンバーへの質問事項

20. ASAF メンバーに対する質問事項は、次のとおりである。
- (1) 「財務活動」を明確化すべきというスタッフ提案を支持するか。
  - (2) 確定給付債務及び廃棄負債に係る「利息」を、「その他の財務費用」として EBIT よりも下で表示するというスタッフ提案のアプローチに賛成するか。
  - (3) 「現金及び現金同等物」を「現金及び余剰資金の一時的な投資」に代わる用語として使用すべきという点に賛成するか。

---

<sup>5</sup> IAS 第7号第6項：財務活動とは、当該企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動をいう。

## IV. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案

### 「財務活動」の明確化

21. 「財務収益/費用」の構成要素を「財務活動」に焦点を当てて検討することで、IAS 第 7 号の概念と整合させようとする議論の方向性は支持する。
22. しかし、「財務活動」に関して本資料の第 17 項のように記述することが提案されているが、IFRS 解釈指針委員会における提案に沿って、3つの性質のうちのいずれか又はすべてに該当する場合を「財務活動」の要件とすることは、解釈に幅があるため、首尾一貫的な運用には繋がらないと考える。例えば、企業が銀行から借入を行い、リスク管理活動の一環として金利スワップ契約を併せて締結した場合に、そこから生じるデリバティブ損益<sup>6</sup>が財務収益/費用に含まれるのかが不明確である。
23. また、本資料においては必ずしも明確ではないが、財務収益/費用に含まれる項目について、本資料の第 9 項の (1) から (5) のいずれに区分されるのかを明確にしなければならないことを示唆しているようにも読める。前述のようなデリバティブ損益がいずれに区分されるのかが不明確である。

### 確定給付債務や廃棄負債の利息を EBIT の下の「その他の財務費用」として定義すること

24. IASB スタッフは、「資本構成」という言葉の定義を避けるために、財務収益/費用の構成要素として、本資料の第 9 項に記載した 5 項目を提案しているが、このうち (4) 及び (5) の「その他の財務収益/費用」に関する定義を行っていないため、財務収益/費用の範囲が不明確となり、EBIT の首尾一貫的な運用を促す目的は達成できないと考える。具体的には、本資料の第 18 項(1)から(3)に記載した負債から生じる利息費用以外にどのような項目が含まれることとなるのかが明らかでない。
25. また、当該 5 項目を「財務収益/費用」の構成要素として基本財務諸表で開示する場合でも、「その他の財務収益/費用」に含まれるものに関して、理解を促すための追加的なガイダンスが必要と考えられる。

### 「余剰資金」に代わる用語として「現金及び現金同等物」を用いること

26. IASB スタッフは、本資料の第 16 項に記載したとおり、「余剰資金」に関して財務分析上の役割の検討やその定義を行わず、単純に IAS 第 7 号で規定されている「現金及び現金同等物」に置き換えることを提案しているが、現金同等物に含まれない余

<sup>6</sup> 2017 年 3 月の IASB ボード会議では、「資本構成に関連する収益及び費用」の例として、「資本構成に関連する負債に関するデリバティブ（金利スワップなど）」が挙げられていた。



剰資金（例えば、預金期間が3か月を超える定期預金など）を保有する場合に、そこから生じる損益と現金同等物に含まれる剰資金（例えば、預金期間が3か月の定期預金など）から生じる損益との間で性質の違いはないにも関わらず、投資収益と財務収益に区分が異なることとなり、当該区分を行う意義はないように思われる。

27. また、本資料の第9項のスタッフ提案では、「現金及び現金同等物」から生じる収益（income）のすべてが財務収益/費用の構成要素となっているが、当該収益が純額か総額かが不明確である。仮に総額ということであった場合、第9項の(1)及び(2)で、「現金及び現金同等物から生じる収益」は、そのすべてが財務収益/費用の構成要素となるが、「現金及び現金同等物から生じる費用」がその構成要素に含まれるのか不明確であり、収益と費用の間で取扱いが不整合となる可能性がある。
28. さらに、IAS第7号の「現金及び現金同等物」に該当するか否かは、経営者の判断に依拠するため、一部の項目（例えば、当座預金が貸方残高（当座借越）として残った場合）について、企業間で第9項(2)又は(4)のいずれに含めるか、取扱いにばらつきが生じる可能性がある。

#### ディスカッション・ポイント

財務業績計算書の構成における財務収益/費用の定義に関する議論について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上